

令和6年大和村規則第8号

大和村住宅改修助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和村地域活性化定住促進条例（平成16年条例第13号）の規定に基づき、定住促進に必要な基礎的条件の整備を図るため、住宅改修助成金について必要な事項を定めるものである。

(助成金の受給資格)

第2条 第1条に規定する助成金の受給資格者は村内にある住宅を住居の用に供することを目的として住宅を改修する者とする。ただし、助成対象者本人及び当該住宅に居住する世帯員全員が村税及び村への納付金等の滞納が無い者とする。

(助成対象工事)

第3条 助成の対象となる住宅改修工事にかかる経費は、総工事費から次に掲げる費用を除いて得た額（消費税及び地方消費税の額を含む）が10万円以上であるものとする。

- (1) 改修家屋に附属する地下埋設物等の撤去費用及び門・塀その他の外構工事に係る費用、ただし、バリアフリー化に伴う外構工事に係る費用は助成対象とする。
 - (2) 改修工事に伴う仮設工事費用のうち交通安全対策等に係る費用
 - (3) 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建物の改修費用
 - (4) 大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条に定める費用
- 2 改修しようとする住宅が新築から、又は、前回住宅改修助成金の交付を受けてから10年を経過していない場合、助成金の交付を受けることができない。ただし、村長が交付を受けることが、適当と認める場合はこの限りではない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する経費の2分の1の額とし、50万円を上限とする。

- 2 前項の規定による助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

(交付申請)

第5条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に大和村住宅改修助成金交付申請書（別記第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- （1） 改修工事費見積書の写し
- （2） 家屋の所有者を確認できる書類
- （3） 改修家屋の現況写真
- （4） その他村長が必要と認める書類

2 申請者が改修しようとする住宅の所有者でない場合は、交付申請書に当該住宅の所有者の改修に係る同意書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

3 申請者が改修しようとする住宅の所在する土地の所有者でない場合は、交付申請書に当該土地の所有者の当該住宅の改修に係る同意書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

4 申請者が現に居住する住宅と異なる住宅を改修しようとする場合、交付申請書に誓約書（別記第3号様式）を添付しなければならない。

5 村長は、前各項の規定により交付申請書の提出があったときは、助成要件に適合しているかを審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、大和村住宅改修助成金交付決定通知書（別記第4号様式）を助成対象者に通知するものとする。

（助成金の実績報告）

第6条 申請者は、大和村住宅改修助成金実績報告書（別記第5号様式）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて完了の日から30日以内に村長に提出しなければならない。

- （1） 支出証拠書類
- （2） 工事完了写真
- （3） その他村長が必要と認める書類等

（助成金の確定）

第7条 村長は、実績報告書の提出があったときは、当該助成金実績報告書及び関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、第4条に規定する助成金の額を決定し、大和村住宅改修助成金交付確定通知書（別記第6号様式）により通知する。

2 助成金の支払方法は、確定払とする。助成対象者は請求書（別記第7号様式）により助成金を請求するものとする。

（助成金の交付時期及び交付額）

第8条 申請者が、村内に住所を有し、かつ、継続して居住していると認められる者であり、申請者が現に居住する住宅を改修する場合は、交付確定日以降に助成金確定額の全額を交付する。

2 申請者が、村内に住所を有し、かつ、継続して居住していると認められる者であり、申請者が現に居住する住宅と異なる住宅を改修する場合は、交付時期及び交付額については、次のとおりとする。

(1) 交付確定日以降に助成金交付確定額の2割に相当する額を交付する。

(2) 当該住宅が住居の用に供されていない場合については、交付確定日を起算日として1年以内に、当該住宅に申請者又は第三者が転入し、かつ、3ヶ月以上継続して居住していると認められたとき、助成金交付確定額の3割に相当する額を交付する。

(3) 当該住宅が既に第三者の住居の用に供されている場合については、交付確定日以降も継続して3か月以上居住していると認められたとき、助成金交付確定額の3割に相当する額を交付する。

(4) 交付確定日を起算日として3年以内に、当該住宅に申請者又は第三者が通算1年以上居住していると認められたとき、助成金確定額の5割に相当する額を交付する。

3 申請者が村外に住所を有する者又は村内に住所を有するが継続して居住していると認められない者であり、村内にある住宅を改修する場合は、交付時期及び交付額については、次のとおりとする。

(1) 交付確定日以降に助成金交付確定額の2割に相当する額を交付する。

(2) 当該住宅が住居の用に供されていない場合については、交付確定日を起算日として1年以内に、当該住宅に申請者が現に居住を開始するか又は第三者が転入し、かつ、3ヶ月以上継続して居住していると認められたとき、助成金交付確定額の3割に相当する額を交付する。

(3) 当該住宅が既に第三者の住居の用に供されている場合については、交付確定日以降も継続して3か月以上居住していると認められたとき、助成金交付確定額の3割に相当する額を交付する。

(4) 交付確定日を起算日として3年以内に、通算1年以上居住していると認められたとき、助成金確定額の5割に相当する額を交付する。

4 第2項又は第3項に該当する場合は、居住実績の認定のため村職員が個人情報等を確認することについて、申請者は当該住宅の居住者の全てから同意を得て、個人情報等に関する同意書（別記第8号様式）を提出するものとする。同意書の提出がない場合は、当該居住者の居住期間は、居住実績に算入しないものとする。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた者がこの規則に違反するか、又は不正の手段により助成金を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。村長は、大和村住宅改修助成金返還命令通知書（別記第9号様式）をもって交付確定を取り消し、返還を命令するものとする。

2 以下の各号に該当する場合は、村長は当該助成金の交付確定を取り消すものとし、助成対象者は第8条第2項第1号又は第8条第3項第1号で交付を受けた助成金を返還しなければならない。村長は、大和村住宅改修助成金返還命令通知書（別記第9号様式）でその旨を通知するものとする。

（1） 第5条第4項の定めにより提出した誓約書（別記第3号様式）の内容に反する場合

（2） 第8条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号若しくは第3号にかかる居住実績が認められない場合

3 第8条第2項第4号又は第8条第3項第4号において居住実績が認められない場合は、同号で定める助成金は交付しないものとする。ただし、すでに交付を受けた助成金については、返還を求めない。

（返還の申し出）

第10条 申請者から、大和村住宅改修助成金返還申出書（別記第10号様式）により、交付された助成金の全部又は一部の返還の申し出があった場合、村長は、大和村住宅改修助成金返還命令通知書（別記第9号様式）をもって交付確定を取り消し、返還を命令する。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか住宅改修助成金に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。